

砂川市協働のまちづくり指針

市民説明会

平成24年11月
北海道 砂川市

1 指針策定の基本的な考え方

(1) 協働が必要とされる背景

◆ 砂川市を取り巻く環境の変化

少子化や高齢化により人口減少が進み、経済状況や社会環境の変化などにより、税収などの財源が減少する一方で福祉ニーズが増大するなど、地域課題や市民ニーズが多様化してきており、市がかつてのように、一律の考え方で運営できるような時代ではなくなってきています。

◆ これからのまちづくりに必要なもの

砂川市を住みやすく、より魅力あるまちとしていくために、教育や子育て、医療や福祉、防災など、これからのまちづくりにおいて、市民一人ひとりが参加し、地域全体が関わりをもって、まちづくりを担っていただきながら進めていくことが必要となっています。

◆ 砂川市第6期総合計画では

平成23年度からスタートした「砂川市第6期総合計画」では、めざす都市像を「安心して心豊かにいきいき輝くまち」としており、その中で、まちづくり全体における共通した考えの一つとして「協働のまちづくりの推進」を掲げています。

これは、市民の皆さん、地域の皆さん、事業者の皆さんと市が、お互いの信頼関係を築き合い、市民活動の活性化を図りながら、市民が主体的に参画するまちを目指しており、この砂川を幸せあふれるまちにするためには、みんなが協力し合って初めてなし得るものであるとの考えから協働の取り組みを進めるものです。

全国的な観点から、協働が必要とされる背景として、次のような状況が考えられます。

◆ 行政側から見た協働の要因

- ①限られた財源
- ②行政サービスの見直し
- ③民間活用の認識

◆ 住民、民間側から見た協働の要因

- ①自意識の目覚め
- ②コミュニティ機能の強化
- ③ニーズの自己充足(市民活動の活発化)



これらの状況は、砂川市においても同様であり、現在は、市側も市民、民間側もお互いに協力し合って、活動していこうという時代を迎えているといえます。

(2) 指針策定の趣旨

「協働のまちづくり」を進めていくためには、私たち一人ひとりが、まちづくりへの意識を高めていかなければなりません。

また、少子高齢化や人口減少の進行、市民ニーズの多様化、地域主権の進展など、本市を取り巻く様々な背景がある中で、地域の課題を解決し、住みよいまちを築いていくためには、地域を知り、地域に愛着を持たれている、市民の皆さんの力、地域の力を活かしていくことが大切となっています。

このことから、協働のまちづくりの考えを、多くの市民の皆さんに広げて、わがまち砂川を、より住みやすく、魅力あるまちとなるように、市と市民、町内会、ボランティア団体、NPO、事業者などのみんなが協力し合いながら、まちづくりを進めていくことができるように「砂川市協働のまちづくり指針」を策定するものです。

「砂川市協働のまちづくり指針」

協働についての基本的な考え方や方向性を明らかにするもので、砂川市が協働のまちづくりを進めるうえでの「道標」になるものです。



2 協働とは

(1) 協働の定義

「協働」とは、砂川市が将来にわたって魅力的で活力のある、住みよいまちとなるように、地域の課題を解決したり、より地域の魅力を引き出したりするために、市民、町内会、ボランティア団体、NPO、事業者、市などが、**対等な立場でお互いの役割と責任を認め合い、相互に補い合いながら行動していくことです。**

「協働」は

「住みよいまちにするために」が、

みんなの共通の目標になります。

□ 3つの「きょうどう」

「きょうどう」には「共同」「協同」「協働」で表す言葉があります。この3つは、どれも発音が同じで、意味も似ていますが、それぞれに違いがあります。

- ①「共同」：同じ仕事をする者が、一緒に行動する（使う）こと
- ②「協同」：同じ目標の者が、一緒に力を合わせて行動すること
- ③「協働」：異なる立場や活動を行っている者が、対等な立場でお互いの役割と責任を認め合い、相互に補い合い行動していくこと

今、砂川市が進めている「きょうどう」は、③の「協働」です。



(2) 協働の原則

市民と市が「協働のまちづくり」をスムーズに進めていくために、お互いが共通の考えを十分に理解し、常に意識して取り組むことが大切です。

① 自主性・主体性の尊重

市民の自主性を尊重しながら、市民活動の活性化を図るとともに、それぞれが責任を持って、主体的に参画するほか、将来を見据えて、若い世代の皆さんが参画できるようにすることが大切です。

② 信頼関係を築く

相手の特性（長所・短所）を理解し、気持ちを思いやり、理解し合うように心がけて、お互いの信頼関係を築き合うことが大切です。

③ 対等な関係の尊重

協働の関係では、お互いに上下関係のない、対等な関係を保つことが大切です。特に市は、協働を行う相手に対し、まちづくりのパートナーであるとの意識を強く持ち、対等な立場で話し合い、協力し合う姿勢を示すことが大切です。

④ 情報の公開と透明性

市政や地域に関する情報や協働の活動に必要な情報を広く市民に公開し、みんなで共有することにより、お互いの関係の透明性を保ち、市民の理解が得られるようにすることが大切です。

⑤ 目的を共有

協働のまちづくりには、「砂川市をより良い方向へ導く（住みよいまちにするために）」という共通の目標があることから、それぞれが何のために協働するのかという目的を共有し、課題を解決できる方法を考えながら取り組みを進めることが大切です。

⑥ 役割分担の明確化

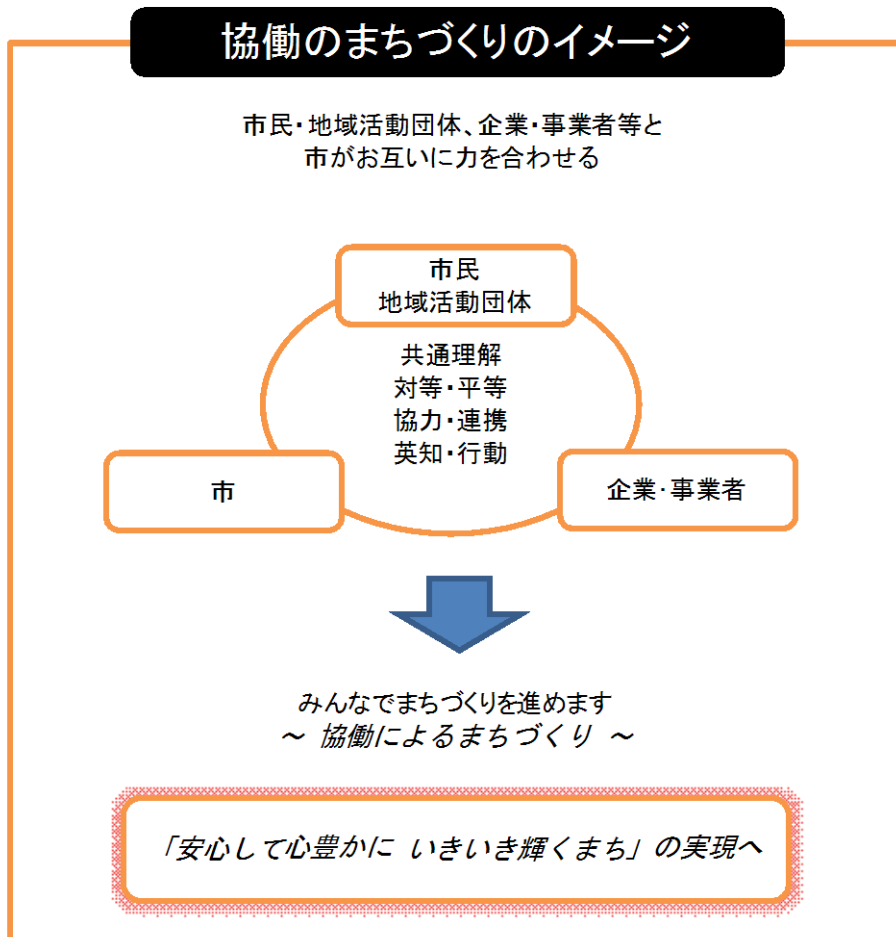
協働のまちづくりを進めるうえで、市民や市がそれぞれ持っている得意分野を活かしながら、どのような役割を担うかを明確にして取り組みを進めることが大切です。

協働の原則に基づき、多くの皆さんが、まちづくりの楽しさを感じながら、一緒になってまちを盛り上げていく、まちを支えていくことができるように協働のまちづくりを進めていきます。

(3) 協働の担い手

協働のまちづくりを進めていく担い手は、**市民の皆さん一人ひとりです。**

また、市内で活動する様々な団体、組織、企業の皆さんも重要な担い手であり、それぞれの担い手が地域とのコミュニケーションを大切にしながら、特性を発揮して、積極的に参加することが必要です。このことから、砂川市では、「市民」、「町内会」、「ボランティア団体」、「NPO法人」、「企業・事業者」などの皆さんと協力し合いながら、まちづくりを進めていく必要があると考えています。



(4) 協働の形態

市と市民との協働には、様々な形態があります。

① 共催

市と市民、市民団体等が同じ目的や目標の達成のために行動をともにし、それぞれが主催者となって共同で事業を行うもの

② 後援

市民、市民団体等が主催する事業に対して、市がその趣旨に賛同し、後援名義の使用を認め、事業を後押しするもの

③ 実行委員会、運営協議会

市と市民、市民団体等が構成員になって新たな組織を作り、事業の企画立案、開催・運営等を行うもの

④ 委員会、審議会、協議会

事業や計画の検討について、市民の持つ専門的な知識や経験を活かし、意見や提言を取り入れることによって政策の決定などを行うもの

⑤ 懇話会、懇談会等

市政運営において、市民や地域等の意見を求めることによって、より良い課題解決や政策の改善などに活かすもの

⑥ 情報・意見交換

市と市民、市民団体等がお互い持っている情報を、提供・交換・発信することで、情報の共有化を図るもの

⑦ 補助、助成

市民、市民団体等が行う公益性が高い事業に対して、市が財政的な支援を行うもの

⑧ 委託

本来、市が行うべき事業に対して、市民、市民団体等の優れた専門性に委ね、定められた契約のもとに実施するもの

⑨ 指定管理者制度

地域住民の自主活動の活発化への役立てや、多様化する市民ニーズに対して効果的に対応するため、市が設置した施設を民間事業者・団体等を指定して管理運営するもの

⑩ 協力、連携

市と市民、市民団体等が、それぞれの特性を生かし、協力、連携して事業（活動）を行うもの（一時的なボランティア活動を含む）

(5) 市民と市の協働の事例

平成 23・24 年度に砂川市で行われた市民と市の協働の取り組みを、協働の形態から見てみると、まちづくりの様々な分野において各種事業や活動が実施されています。

◆ 協働の主な事例

協働の形態	主な事例（事業、活動）
①共催	市民防火のつどい、アメニティ・タウンすながわマラソン大会、青少年健全育成市民のつどい、新年交礼会 など
②後援	市民健康フォーラム、高齢者芸能交流大会、砂川冬のフェスティバル、ラブリバー砂川夏まつり など
③実行委員会、運営協議会	交通安全推進委員会、市民文化祭、すながわスイートロード協議会、中心市街地活性化協議会 など
④委員会、審議会、協議会	廃棄物減量等推進審議会、学校給食センター運営委員会、行政改革推進委員会、協働のまちづくり指針策定協議会 など
⑤懇話会、懇談会等	町内会連合会と市理事者との懇談会、協働のまちづくり懇談会
⑥情報・意見交換	認知症を抱える家族の交流会活動
⑦補助、助成	資源ごみ団体回収、防犯灯の設置・維持、花いっぱい運動、プレミアム商品券発行事業、農商工連携促進事業 など
⑧委託	消費生活相談、学童保育所運営、団地駐車場や集会所の管理など
⑨指定管理者制度	老人憩の家、体育施設、交流センター、公民館、活性化プラザ、コミュニティセンターの管理・運営 など
⑩協力・連携	いきいき運動推進事業、ファミリーサポートセンター事業、家庭教育サポート企業、子ども 110 番の家事業、街区公園維持管理など

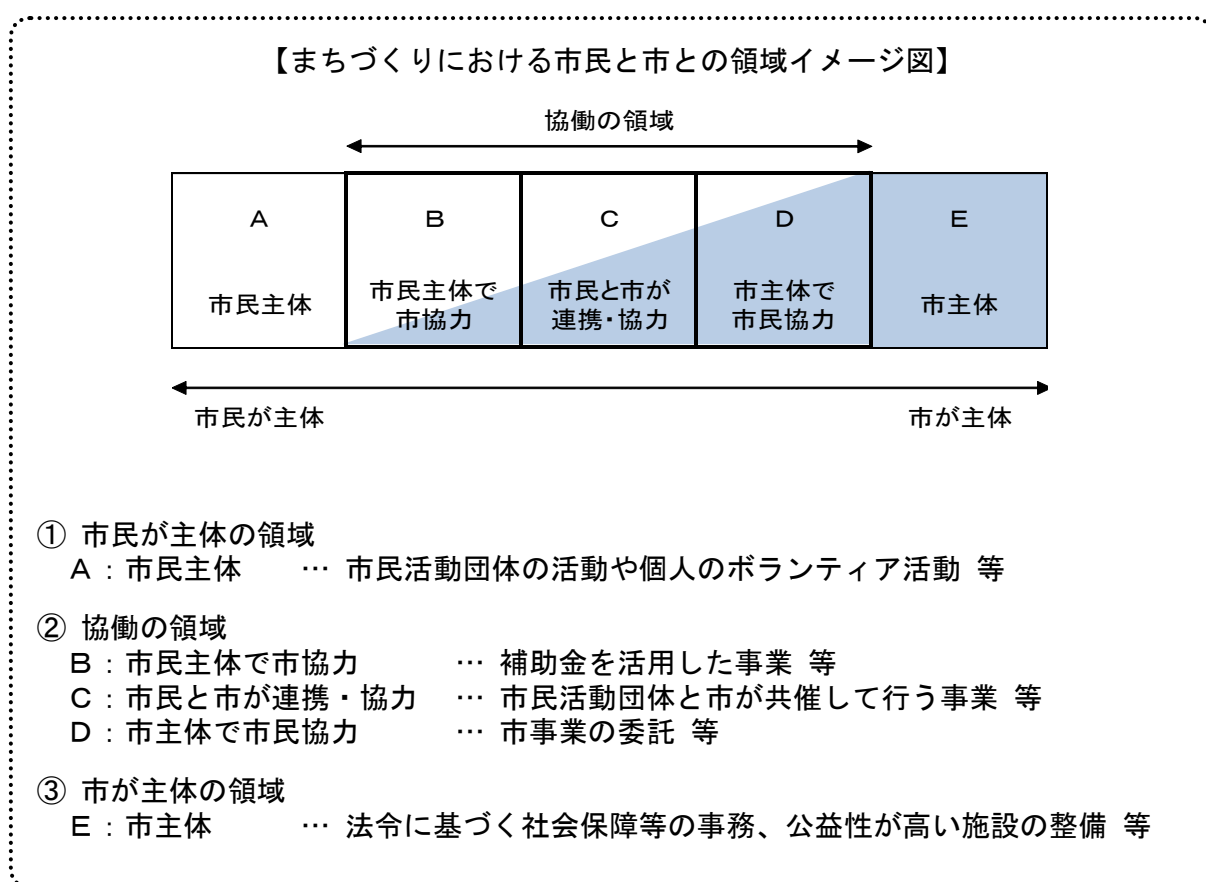
「協働」の取り組みは、日常的に私たちの生活に関係していることが多く、意外と身近なものであるといえます。協働の事例から、自分たちが行っている活動が協働事業の一つと気づいたり、協働の事業のあり方や新しい活動などを考えたりすることで、協働に対する取り組みをより充実させていくことが大切です。

(6) 協働の領域（範囲）

砂川市のまちづくりにおける市民と市の関わり方には、いろいろな領域（範囲）があります。

A 市民が主体になって行うものから、B 市民が主体で、市が協力して行うもの、C 市民と市それぞれが対等な立場で行うもの、D 市が主体となって、市民に協力を求めながら行うもの、E 市が主体になって行うものまで、5つの領域が考えられます。

このうち、B～Dまでが、協働の事例でも示したように、市民と市が協働し合う領域ですが、Aの市民主体やEの市主体であっても、協働が可能なものについては、お互いの役割を認め合いながら取り組みを進めていくこともできます。



なお、こうした領域の区分は、固定的なものではありません。

協働で取り組む事業や活動ごとに、市民と市の関わり方を明確にして、共通の理解を深めていくようにすることが大切です。

3 市民と市の役割

協働のまちづくりを実現するために、それぞれの主体において、次のような役割が期待されます。

(1) 市民の役割

より良いまちづくりを進めるために、市民の皆さんが「まちづくりのために何ができるのか」ということを考えながら、地域社会へ貢献していくことが求められます。

- ・ まちの情報把握に努め、まちづくりに関心を持つようにします。
- ・ 地域活動や市民活動に積極的に参加・協力していきます。
- ・ 地域や人との関わりやつながりを大切にします。
- ・ 自分のできることから活動を始めるようにします。

(2) 町内会などの地縁による団体の役割

地域組織を築き、市民間の交流や助け合いを行いながら、地域のコミュニティを育み、地域課題などの解決に取り組んでいくことが求められます。

- ・ 地域のコミュニケーションづくりを進めます。
- ・ 地域づくりの担い手として組織づくりや活動を進めます。
- ・ 地域課題を解決するために、みんなで考え、協力していきます。

(3) 市民活動団体（ボランティア団体、NPO法人など）の役割

市民活動団体の個性や専門性、多様性を活かして、市の枠組みに縛られない柔軟な活動を展開しながら、市民や地域を横断的につないでいくことが求められます。

- ・ 専門的な知識や技術を、様々な分野で活かす活動を進めます。
- ・ 仲間を集い、地域課題の解決に向けた取り組みを進めます。
- ・ 市民に活動や社会参加への場を提供するようにします。

(4) 企業・事業者の役割

企業・事業者が自らの事業活動や特色を活かして、他者や地域と協働することにより、新たな発想や工夫などの相乗効果を発揮していくことが求められます。

- ・ 企業の特徴(独自の専門性や知識・技術等)を活かして、まちづくりに参加するようにします。
- ・ まちづくりに参加しやすい職場環境づくりを進めます。
- ・ 地域の人々からの信頼を得ながら、まちづくりの推進に貢献していきます。
- ・ まちづくりの経験を企業や事業者の成長に活かします。

(5) 市の役割

まちづくりのあらゆる分野、場面において、協働を行いやすい環境づくりを推進しながら、職員も地域活動に積極的にに関わり、市民の視点・立場に立った取り組みが求められます。

- ・ 市政情報の提供と共有化を図ります。
- ・ まちづくりに参画しやすい機会づくりを進めます。
- ・ 協働意識の啓発に関する取り組みを進めます。
- ・ 協働を担う人材の発掘・育成を図ります。
- ・ 協働を推進するための環境を整えます。
- ・ まちづくりの各分野における横断的な取り組みを進めます。
- ・ 職員の協働への意識向上を図ります。
- ・ 市民と同じ立場に立って取り組みを進めます。

協働のまちづくりを進めていくには、市民と市がそれぞれの役割を発揮しながらお互いに手を取り合って、良好な関係のもとに取り組んでいくことが大切です。



4 協働を進めるための施策展開

協働のまちづくりを具体的に進めていくには、次のような施策を展開していくことが必要です。

1 啓発活動の推進

- ① 協働意識の向上
- ② 市民活動の普及啓発と市民参加の促進
- ③ 市の広報活動の充実 など

2 人材育成の推進

- ① 学習機会（研修会、セミナー）等の実施
- ② 次代を担う青少年の育成
- ③ 市職員の研修強化 など

3 市民と市の相互理解の推進

- ① 情報の積極的な公開と共有化
- ② 市民活動団体との意見交換会の実施
- ③ まちづくりへ参画しやすい機会づくり など

4 体制づくりと支援策の推進

- ① 市の連携体制や相談窓口の整備
- ② 地域課題の解決を図る協働の仕組みづくり
- ③ 市民活動に対する支援策の実施 など

5 取り組みの評価や見直しの推進

- ① 協働事業の評価と見直しの公表
- ② 必要に応じた指針の見直しの実施 など

協働のまちづくりの実践に向けて

ここに示した「砂川市協働のまちづくり指針」が、市民と市の協働のまちづくりへの本格的な取り組みの出発点となって、活発に展開されるように、私たち一人ひとりが、まずは身近なところからまちづくりを進め、自分たちにできることから取り組み、そして、協働のまちづくりの実践につなげていくことが重要です。

そのうえで、協働意識の高まりや取り組みの定着を踏まえ、まちづくりにおける市民参加の実効性などを明確にする条例の制定も視野に考えていかなければなりません。





お問い合わせ

砂川市 総務部 まちづくり協働課
0125 54 2121 内線 327